

総務財政委員会
令和5年7月14日
総務部 資料3番
所管 人事課

女性活躍推進法に基づく区職員給与の男女の差異の公表について

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（令和4年12月21日内閣府令第66号。以下「改正府令」という。）」改正に伴い、令和4年度区職員の給与における男女間の差異について公表する。

1 背景

女性活躍推進法に基づく女性の職業生活における活躍に関する情報の定期的な公表について、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022」（令和4年6月3日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）及び改正府令に基づき、令和5年度から同公表項目に「職員の給与の男女の差異」が追加され、上記公表が義務付けられた。

2 根拠法令

- (1) 女性活躍推進法第21条
- (2) 改正府令第6条第1項第1号ト「職員の給与の男女の差異」

3 内容

別紙「令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表」のとおり

4 公表時期

令和5年7月14日（金）

5 公表方法

区ホームページに公表内容を掲載

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名 : 大田区長
 大田区教育委員会 (ただし、教職員は除く)
 大田区議会議長
 大田区選挙管理委員会
 大田区代表監査委員

1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.6%
任期の定めのない常勤職員以外	89.3%
全ての職員	88.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	101.0%
本庁課長補佐相当職	102.1%
本庁係長相当職	100.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.0%
31～35年	93.7%
26～30年	93.7%
21～25年	89.8%
16～20年	84.7%
11～15年	84.9%
6～10年	88.1%
1～5年	89.9%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

扶養手当を世帯主となっている男性に支給するケースが多く、扶養手当の受給者全体に占める男性の割合は71.6%を占めていること等から、男女の給与の差異が生じています。

【任期の定めのない常勤職員以外】

男女それぞれに占める再任用職員の割合が男性34.5%、女性15.8%となっていること等から、男女の給与の差異が生じています。

【役職段階別】

本庁部局長・次長相当職の女性の対象者が1名のため、非公表としています。

【勤続年数別】

職員構成割合で男性は事務系（Ⅰ類）が最も多いのに対し、女性は保育士等の福祉系（Ⅱ類）が最も多くなっています。そのため、初任給に差があります。また、昇格のタイミングが男性の方が早いことや部分休業取得者は女性の方が多く、比較的勤続年数の短い区分（勤続20年以下）で男女の給与の差異が生じています。

※勤続年数は、採用年度を勤続1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。